

福岡市公報

令和 7 年11月27日 第7192号

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

—目 規

次— 則

ページ

- 福岡市民生委員の定数を定める規則の一部を改正する規則（第95号）…………… 1
- 福岡市建築関係手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則（第96号）…………… 2

告 示

- 地縁による団体の主たる事務所又は代表者の変更（第235号）…………… 2
- 地縁による団体の代表者の変更（第236号）…………… 4
- 歳入の徴収又は収納の事務の委託の相手方の主たる事務所の所在地の変更（第237号）…………… 4
- 市道の区域の変更（第238号）…………… 5
- 指定管理者の代表者の変更（第239号）…………… 5
- 指定管理者の主たる事務所の所在地の変更（第240号）…………… 6

公 告

- 開発行為に関する工事の完了（第320号）…………… 7
- 開発行為に関する工事の完了（第321号）…………… 7
- 緑地協定の認可申請（第322号）…………… 7
- 建築協定の認可申請（第323号）…………… 8
- 福岡市立霊園の利用予定者の公募（第324号）…………… 8

規 則

福岡市民生委員の定数を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 7 年11月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第95号

福岡市民生委員の定数を定める規則の一部を改正する規則

福岡市民生委員の定数を定める規則（平成31年福岡市規則第11号）の一部を次のように

改正する。

本則中「2,550人」を「2,571人」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年12月 1 日から施行する。

福岡市建築関係手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を制定し、ここに公布する。

令和 7 年11月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第96号

福岡市建築関係手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

福岡市建築関係手数料条例の一部を改正する条例（令和 7 年福岡市条例第57号）中別表第11 1 の項及び 2 の項の改正規定は、令和 7 年11月28日から施行する。

告 示

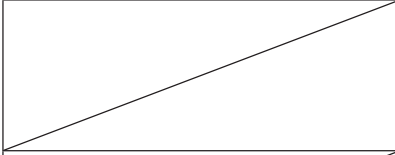
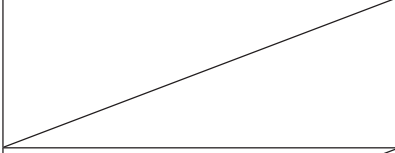
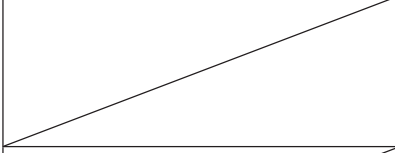
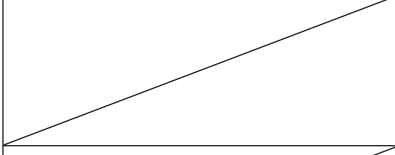
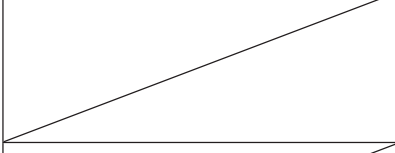
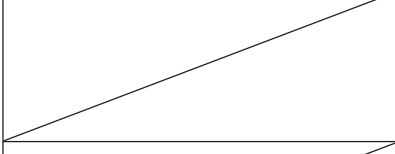
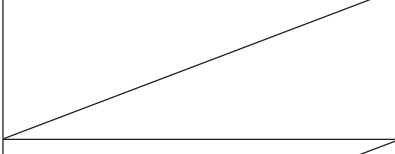
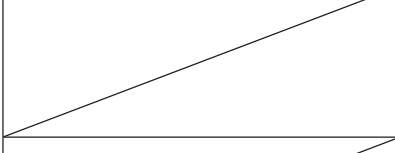
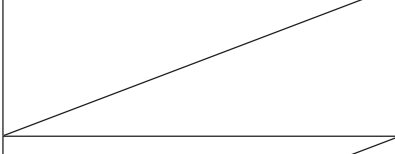
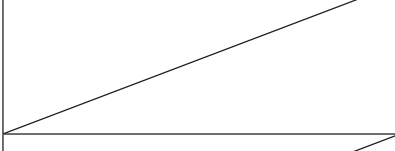
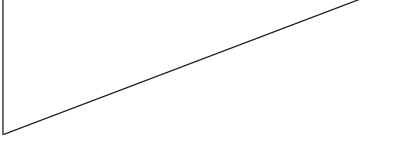
福岡市告示第235号

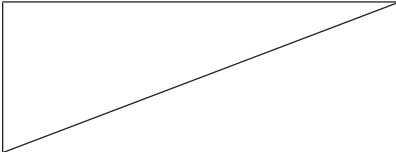
地方自治法第260条の 2 第11項の規定に基づき、同条第 1 項の認可を受けた地縁による団体から告示された事項について変更の届出があったので、同条第10項後段の規定により次のように告示する。

令和 7 年11月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

区 分	名 称	主たる事務所	代表者の住所及び氏名
変更前		福岡市早良区大字西948番地	福岡市早良区大字西948番地 武末 利勝
変更後 (平成 8 年 4 月 1 日付)		福岡市早良区大字西878番地 2	福岡市早良区大字西861番地 1 津上 徹
変更後 (平成10年 4 月 1 日付)			福岡市早良区大字西687番地 津上 義一
変更後 (平成12年 4 月 1 日付)			福岡市早良区大字西685番地 津上 一彦

変更後 (平成14年 4月1日付)	山田、寺地自治 会		福岡市早良区大字西960 番地 武末 健次
変更後 (平成16年 4月1日付)			福岡市早良区大字西687 番地 津上 義一
変更後 (平成18年 4月1日付)			福岡市早良区大字西889 番地 武末 芳康
変更後 (平成20年 4月1日付)			福岡市早良区大字西692 番地 津上 幸一
変更後 (平成22年 4月1日付)			福岡市早良区大字西952 番地 武末 保彦
変更後 (平成24年 4月1日付)			福岡市早良区大字西960 番地 武末 健次
変更後 (平成26年 4月1日付)			福岡市早良区大字西698 番地 4 武末 弘之
変更後 (平成28年 4月1日付)			福岡市早良区大字西961 番地 武末 和大
変更後 (平成30年 4月1日付)			福岡市早良区大字西685 番地 津上 一志
変更後 (令和 2 年 4月1日付)			福岡市早良区大字西952 番地 武末 保彦
変更後 (令和 4 年 4月1日付)			福岡市早良区大字西698 番地 4 武末 弘之

変更後 (令和 6 年 4 月 1 日付)		福岡市早良区大字西961 番地 武末 和大
-----------------------------	--	-----------------------------

福岡市告示第236号

地方自治法第260条の 2 第11項の規定に基づき、同条第 1 項の認可を受けた地縁による団体から告示された事項について変更の届出があったので、同条第10項後段の規定により次のように告示する。

令和 7 年11月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

区 分	名 称	代表者の住所及び氏名
変更前	元岡町内会	福岡市西区元浜一丁目 8 番16号 濱地 和久
変更後		福岡市西区大字元岡1417番地 濱地 靖彦

福岡市告示第237号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第12号）附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされた同令による改正前の地方自治法施行令第158条第 1 項の規定に基づく歳入の徴収又は収納の事務の委託の相手方から、令和 7 年福岡市告示第168号により告示した事項について変更の届出があったので、次のように告示する。

令和 7 年11月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

区 分	委託事務	委託の相手 方の名称	委託の相手方の主たる事務所の所在地	変 更 年月日
変更前	博多区（博多駅地区に限る。）内設置の有料自転車駐車場（博多駅筑紫口自転車駐車場を	J R 九州レ ンタカー&	福岡市博多区住吉三丁目 1 番 1 号富士 フィルム福岡ビル 9 F	令和 7 年

変更後	除く。)の 駐車料の徴 収事務及び 櫛田神社前 駅自転車駐 車場の駐車 料の徴収事 務	パーキング 株式会社	福岡市博多区博多駅前二丁目 3 番23号 安田第 3 ビル 4 階	10月27日
-----	--	---------------	--------------------------------------	--------

福岡市告示第238号

市道の区域を次のように変更したので、道路法第18条第 1 項後段の規定により公示する。

その関係図面は、福岡市役所（道路下水道局管理部路政課）においてこの告示の日から
30日間一般の縦覧に供する。

令和 7 年11月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

路線番号	路 線 名	区 間	旧 新 別	道路の区域	
				敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
西2331	飯氏2331号 線	西区大字飯氏929番 1 地先から 同 908番14地先まで	旧	4.80～6.65	34.41
			新	6.65～9.70	35.00

福岡市告示第239号

公の施設の指定管理者から令和 7 年福岡市告示第19号により告示した事項について変更
の届出があったので、福岡市ヨットハーバー条例第18条後段の規定により次のように告示
する。

令和 7 年11月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

区 分	公の施設の名称	指定管理者 の名称	指定管理者（共同事業体の構成団 体の代表者）の代表者の氏名	変 更 年月日
変更前	福岡市ヨット ハーバー	小 戸 サ ン セ ッ ト ハ ー バ ー 共 同 事 業 体	代表取締役 佐々木 勝吉	令和 7 年 9 月12日
変更後			代表取締役 佐々木 隆文	

福岡市告示第240号

公の施設の指定管理者から令和 3 年福岡市告示第27号及び令和 5 年福岡市告示第19号により告示した事項について変更の届出があったので、次のように告示する。

令和 7 年11月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

区 分	公の施設の 名称	指定管理者 の名称	指定管理者の主たる事務所の所在地	変 更 年月日
変更前	音羽公園自転車駐車場、祇園駅路上自転車駐車場、出来町公園自転車駐車場、中比恵公園自転車駐車場、人參公園自転車駐車場、博多駅高架下南自転車駐車場、博多駅路上自転車駐車場、博多口自転車駐車場、明治公園自転車駐車場及び櫛田神社前駅自転車駐車場	J R 九州レンタカー&パーキング株式会社	福岡市博多区住吉三丁目 1 番 1 号富士フィルム福岡ビル 9 F	令和 7 年 10月27日
変更後			福岡市博多区博多駅前二丁目 3 番23号安田第 3 ビル 4 階	

公 告

福岡市公告第320号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法第36条第 3 項の規定に基づき公告する。

令和 7 年11月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 工事が完了した工区の名称
第 2 工区
- 2 第 2 工区に含まれる地域の名称
福岡市南区井尻四丁目997番、1010番 5 及び1010番15
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
高松市鍛冶屋町 7 番地12
穴吹興産株式会社

福岡市公告第321号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法第36条第 3 項の規定に基づき公告する。

令和 7 年11月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
福岡市西区田尻三丁目576番 1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市西区今宿駅前一丁目15番18号マリブ今宿シーサイドテラス S A L T 内
株式会社 ユリオプス

福岡市公告第322号

都市緑地法第45条第 4 項の規定に基づき緑地協定の認可の申請があったので、同法第46条第 1 項の規定により次のように公告する。

当該緑地協定は、この公告の日から 2 週間福岡市役所（住宅都市みどり局みどり推進部みどり推進課）において関係人の縦覧に供する。

なお、関係人は、縦覧期間の満了の日までに当該緑地協定について市長に意見書を提出することができる。

令和 7 年11月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 緑地協定の名称
唐人町二丁目地区緑地協定
- 2 緑地協定区域
福岡市中央区唐人町二丁目133番 2、133番 8 及び133番 9

福岡市公告第323号

建築基準法第70条第 1 項の規定に基づき、建築協定書の提出があったので、同法第71条の規定により次のように公告する。

なお、建築基準法第71条の規定により当該建築協定書をこの公告の日から20日間福岡市役所（住宅都市みどり局建築指導部建築調整課）において関係人の縦覧に供する。

令和 7 年11月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 建築協定の名称
唐人町二丁目地区建築協定書
- 2 建築協定区域
福岡市中央区唐人町二丁目133番 2、133番 8 及び133番 9

福岡市公告第324号

福岡市立霊園条例第 4 条第 1 項本文の規定に基づき、福岡市立霊園の利用予定者を公募するので、次のように公示する。

令和 7 年11月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 公募する霊園の概要

名 称	所在地	埋蔵方法及び個別埋蔵室に焼骨を埋蔵することができる期間	公募する 利用権の数	使 用 料 (1 体につき)	
福岡市立	福岡市南区	直接合葬	160体	本市に住所を有する者	64,000 円
				本市外に住所を有する者	96,000
		個別埋蔵室に焼骨を埋蔵することができる期間が10年間	30体	本市に住所を有する者	112,000
				本市外に住所を有する者	168,000

平尾霊園	平和四丁目	個別埋蔵 後合葬	個別埋蔵室に焼 骨を埋蔵するこ とができる期間 が20年間	30体	本市に住所を 有する者	160,000
					本市外に住所 を有する者	240,000
			個別埋蔵室に焼 骨を埋蔵するこ とができる期間 が30年間	10体	本市に住所を 有する者	208,000
					本市外に住所 を有する者	312,000

2 利用の申込みの受付

(1) 郵送の場合

ア 受付期間 令和 7 年12月 1 日（月）から同月15日（月）（消印有効）まで

イ 宛 先 福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号
福岡市霊園窓口（市役所 4 階）

(2) 電子申請の場合

ア 受付期間 令和 7 年12月 1 日（月）から同月15日（月）まで

イ 申請方法 福岡市立霊園ホームページの電子申請サービスによる。

U R L <https://www.fukuokashi-reien.jp/>

3 抽選

利用の申込みが競合した場合は、次の日時及び場所において、抽選により利用予定者を定める。

(1) 日時 令和 8 年 1 月 9 日（金）午後 2 時

(2) 場所 福岡市早良区百道二丁目 2 番 1 号

福岡市立早良市民センター 視聴覚室

